

## むつ市農業産地化応援給付金交付要綱

令和 2 年 8 月 2 0 日

むつ市告示第 1 6 9 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響により経済的な損失を受けている市内の夏秋いちご生産者（以下「農業者」という。）の事業継続に資することを目的として、予算の範囲内において、むつ市農業産地化応援給付金（以下「給付金」という。）を交付するものとし、その交付については、むつ市補助金等に関する規則（昭和 6 1 年むつ市規則第 1 6 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第 2 条 給付の対象となる者は、市の区域内の農業経営体、市の区域内に事務所を有する農業法人又は市の区域内に居住する農業者で、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 申請日時点において、令和 2 年度夏秋いちごの栽培用苗を購入していること。
- (2) 申請日時点において市の区域内で夏秋いちご栽培に従事しており、令和 3 年度以降も継続して栽培する意思があること。

(給付金額)

第 3 条 給付金の額は、令和 2 年度夏秋いちご栽培用苗購入費用の 2 分の 1 以内の額とする。

(交付申請等)

第 4 条 給付金の申請は、令和 3 年 3 月 3 1 日までに、むつ市農業産地化応援給付金交付申請書兼請求書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）により行うものとする。

2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 給付金の振込先金融機関の口座がわかる書類
- (2) 苗の購入を証明できる書類
- (3) その他市長が必要があると認める書類

(給付金の交付決定)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査

し、給付金を交付することが適当であると認めるときは、給付金の交付を申請した農業者（この条において「申請者」という。）に対し、速やかに給付金を交付するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、給付金を交付することが適当でないとき、申請者に対し通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第6条 市長は、規則第15条の規定により給付金の交付が決定した農業者が申請内容の偽りその他不正な手段により給付金の交付を受けたときは、給付金の交付の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に給付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

3 前項の規定により給付金の返還を命じられた者は、直ちに当該給付金を返還しなければならない。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。